



Building a better  
working world

2019年11月  
税務アドバイザリーサービス

# タックス・ アップデート

2019年11月のタックス・アップデートの概要は以下のとおりです。

- ▶ 輸出入品の関税課税価格に関する規定（**2015年3月15日付の通達39/2015/TT-BTC**の改訂）について
- ▶ 超過又は誤って還付された税金に対する遅延利息の計算について
- ▶ ソフトウェア生産証明書の発行に関するガイダンスについて
- ▶ **2020年1月1日**からの地域別最低賃金について

**2019年8月30日付通達 60/2019/TT-BTC（2019年10月15日より有効）：輸出入品の関税課税価格に関する新規定（通達 39/2015/TT-BTC の改訂）について**

- ▶ この通達は、輸出品に適用される以下の関税課税価格算定のルール及び評価手法に修正を加えている。
  - ▶ 輸出の検問所における販売価格の評価方法
  - ▶ 税関データベースにおける同一または類似輸出品の販売価格の評価方法
  - ▶ ベトナムのマーケットにおける同一または類似輸出品の販売価格の評価方法
  - ▶ 税関当局が回収、分類する輸出品の販売価格の評価
  - ▶ 売買契約や商業インボイスが無い輸出品の関税課税価格の評価
- ▶ この通達は、運用管理のソフトウェアを含む機器や機械設備の関税課税価格の評価方法も修正している。

運営管理ソフトウェアを含む機械や設備の関税課税価格  
= 機械や設備の取引価格 + ソフトウェアの価値
- ▶ この通達は、以下の特定の輸出入品の関税課税価格評価について修正している。
  - ▶ 免税で輸入された製品に対し、以前と異なる目的で申告される場合、関税課税価格は新たな目的に基づき申告された際の申告価格となる。
  - ▶ 売買契約や商業送り状なしで郵便、速達便でベトナムに輸送される輸入品に対し、関税課税価格は申告時の価格である。
  - ▶ 輸入したレンタル品に対し、関税課税価格は申告価格である。申告価格はレンタル品に対して実際に借主が支払った又は支払うべき価格に、国境検問所までの運賃等の額を加えた価格である。
- ▶ この通達は、関税評価に関してリスクがあると評価される企業がそれを改善又は修正するための要件を紹介している。

**オフィシャルレター 6440/TCHQ-TXNK（2019年10月10日付税関総局発行）における超過又は間違った還付税金に対する遅延金の利息の計算について**

- ▶ 企業が輸入関税の還付を受ける権利がない、もしくは優遇税率が適用される権利が無いにも関わらず、関税当局からその輸入関税に対して還付を受けたケース：
  - ▶ 関税当局は当該還付金額を回収するため、一旦還付した税金を回収する決定を発行する。
  - ▶ 企業はは決定に基づき還付された金額を返還し、かつ遅延利息を支払う必要がある。
  - ▶ 遅延利息の計算期間は、企業が上記の誤った還付を受け取った日から返還する日までの期間で計算される。

**オフィシャルレター3977/BTTTT-CNTT（2019年11月7日付情報通信省発行；以下「OL3977」）：ソフトウェア生産証明書の発行について**

- ▶ 最近の税務調査における傾向として、税務当局は優遇税制適用の根拠資料について、関連当局から証明書を得るという条件を対象企業に課している。
- ▶ OL 3977によると、通達 16/2014 / TT-BTTTT（「Circular 16」）と政令 218/2013 / ND-CPにおいて、いずれも情報通信省がソフトウェア生産の証明書を発行する義務があることについては規定していない。そのため、情報通信省は企業からの証明書発行申請を拒否し、ソフトウェア生産活動を行っている旨の説明は企業自身が別途行うべきとした。税務当局は Circular 16 を参照しながら、対象企業が税制優遇を受ける権利を持っているか評価する必要がある。

**2019年11月15日付 政令 90/2019/ND-CP (2020年1月1日より有効) : 地域別最低賃金の新規定について**

2020年1月1日より、新しい地域最低賃金は以下のとおりである。

- ▶ 地域 1 : VND4,420,000/月
- ▶ 地域 2 : VND3,920,000 /月
- ▶ 地域 3 : VND3,430,000/月
- ▶ 地域 4 : VND3,070,000/月

上記に伴い、失業保険料の算出上限金額（一般最低賃金の20倍）も増加する事になる。ただし、当該変更は変更前の上限金額を越える給与ベースであった個人又は組織のみに影響を与える。

## Our contact

Please contact professionals from EY Consulting Vietnam Joint Stock Company below for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

### Ha Noi Office

**Huong Vu** Partner  
huong.vu@vn.ey.com

### Japanese Business Services

**Junichi Harada** Director  
junichi.harada@vn.ey.com

### Korean Business Services

**Kyung Hoon Han** Manager  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Ho Chi Minh Office

**Robert King** Partner  
robert.m.king@vn.ey.com

### Japanese Business Services

**Takahisa Onose** Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

### Korean Business Services

**Cheon Ju Lee** Director  
cheon.ju.lee@vn.ey.com

**EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory**

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2019 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.  
All Rights Reserved.

**APAC No.**  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

**ey.com**